

日本海側拠点港「京都舞鶴港」の 機能強化について

【担当省庁】国土交通省

1 コンテナ貨物量の着実な増加やクルーズ船の寄港増等、日本海側拠点港として成長を続ける京都舞鶴港のコンテナ・フェリー・クルーズ機能の更なる強化をしていただきたい。

- ・国際海上コンテナ機能の強化（国直轄事業で整備中の舞鶴国際ふ頭機能強化及び臨港道路（上安久線）の早期完成）
- ・国際フェリー機能の強化（前島ふ頭国際フェリー岸壁の国直轄事業による整備着手等）
- ・外航クルーズ機能の強化（第2ふ頭の増深事業の国直轄事業による整備着手等）

<参考；京都舞鶴港の最近の動き>

- ・H26 コンテナ貨物取扱量は過去最高の 9,082TEU（舞鶴国際埠頭供用時（2010 年）の 2.2 倍）
- ・H27.7 から国際フェリーが就航（舞鶴～境港～東海（韓国）～ウラジオストク（ロシア））
- ・H27.9 に過去最大のマリナー・オブ・ザ・シーズ（13.8 万G/T）が入港
- ・H28.4 にクァンタム・オブ・ザ・シーズ（16.8 万G/T）が入港予定

2 南海トラフ地震発生時における太平洋側のバックアップ機能の確保を図る観点から、日本海側拠点港である京都舞鶴港の施設管理や整備を促進していただきたい。

- ・国有港湾施設における長寿命化を図る予防保全の国直轄事業による実施
- ・国直轄事業で整備中の第2ふ頭岸壁の老朽化対策の着実な実施
- ・港湾管理者が管理する施設の長寿命化を図る予算の確保
- ・国道 27 号西舞鶴道路等京都舞鶴港へのアクセス道路の整備

<国土交通省の概算要求>

- ・港湾整備事業 2,684 億円（27 年度予算額 2,314 億円）

【現状・課題等】

1 日本海側拠点港としての京都舞鶴港の機能強化

（国際海上コンテナ機能の強化（舞鶴国際ふ頭））

物流岸壁の選択と集中を徹底しつつ、コンテナ・バルク貨物のバランスのとれた物流を確保するため、国直轄事業で整備中の岸壁機能強化（コンテナ船・バルク船等 2 隻が同時着岸可能となる整備）の早期完成（図面A- ）

国直轄で整備中の舞鶴国際ふ頭への臨港道路（上安久線）の早期供用

（図面A- ）

(国際フェリー機能の強化(前島ふ頭))

東アジア地域と我が国の経済連携を戦略的に推進するため、国直轄事業で整備中の前島ふ頭(2号岸壁)の早期完成(図面B-)とふ頭北側に計画している国際フェリー岸壁(3号岸壁)の国直轄事業による整備着手(図面B-)
「港湾機能高度化施設整備補助金」の旅客の乗降・待合等のターミナル上屋施設に対する補助要件の緩和

港湾機能高度化施設整備費補助金

一埠頭あたりの利用乗降客数 10 万人/年(補助要件)を 3 万人/年程度までの緩和
舞鶴港を利用した日中韓間のシャーシ相互通行の実施

日韓において平成 24 年 7 月より一部の航路でパイロット事業実施

(外航クルーズ機能の強化(舞鶴国際ふ頭・第2ふ頭))

クルーズを通じた地域の活性化を図るため、国としてクルーズの振興を行うとともに、世界の観光都市京都への海の玄関口となる京都舞鶴港における多言語表示等の情報提供基盤の配置など、クルーズ客の周遊の円滑化を図る先導的な取組の実施

クルーズ船入港時の審査手続が短時間で終わるように、人員確保等による C I Q 手続の円滑化・迅速化

C I Q : 税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine)

京都舞鶴港における近年の大型船寄港回数の増加を踏まえ、国家戦略として世界中の人を地域に呼び込むため、第 2 ふ頭増深事業の国直轄事業による整備着手(図面C-)

2 国土のリダンダンシー確保の観点での京都舞鶴港の計画的な施設管理や整備促進

(港湾施設の適切な維持管理によるトータルコストの縮減)

国有港湾施設については、予防保全計画に基づき、長寿命化を図る予防保全を国直轄事業により実施

国直轄事業で整備中の第 2 ふ頭岸壁の老朽化対策の着実な実施

港湾管理者が管理する施設の長寿命化のために必要となる予算の確保

(日本海側のアクセス道路の整備促進)

国道 27 号西舞鶴道路等京都舞鶴港へのアクセス道路の整備(図面D-)

【京都府の担当課】

| | | |
|---------|-------|--------------|
| 商工労働観光部 | 海外経済課 | 075-414-4844 |
| 建設交通部 | 港湾課 | 075-414-5304 |